

八王子市立第三小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立第三小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ①管理職・教職員が、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、子供を守ることができるのは、学校、教師であるとの強い決意と高い指導力で情報を共有し、日々の指導に当たる。
 ②いじめの未然防止に向け、平素より子供の人間関係づくりや居場所づくりを進めるとともに、子供一人一人の自尊感情を高める指導について全教育活動を通じて行う。
 ③いじめの早期発見、早期解決、継続した見守りに向け、子供の実態把握や校内の相談体制の構築、保護者・地域・関係機関との連携について、組織として実効性のある取組を行う。

〇令和7年度の重点項目

- 〇教職員の指導力の向上 ①教師の人権感覚を高める。②教師のいじめを見抜く力を養う。
 〇子供の集団づくり ①子供の人間関係づくり ②子供の居場所づくり
 ③子供の環境づくり

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・保護者・地域の方への「学校のいじめ防止の取組」の情報発信不足。
- ・いじめの未然防止である教育活動の更なる充実。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週火曜日 14時45分から
 〇構成員 校長、副校長、いじめ対策委員長、生活指導主任、
 特別支援コーディネーター、各学年担当、養護教諭、SC
 ※いじめ対策委員長が対策委員会のコーディネーターを務める。
 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し
 いじめアンケート（年間3回）等

いじめ対応の流れ

- ①当該児童の聞き取り（全教職員で支えることを伝える。）
 ②全教職員で情報共有、組織としての対応策を協議・確認。
 ③直接関与の児童、状況を知っている可能性のある児童から事実確認。
 ④関与児童への指導を担任、学年中心に行う。状況に応じて管理職・いじめ対策委員長・生活指導主任も加わる。
 ⑤当該児童、関与児童の保護者に状況説明。
 ⑥当該児童への謝罪を関与した児童、状況に応じて双方の保護者も含めて行う。
 ⑦当該児童や保護者の意向を踏まえつつ、学級、学年、全校への指導を行う。
 ⑧謝罪をしたことで解決したと思わず、当該児童の状況を全教職員で継続的に見守る。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 「三小いじめ防止基本方針の確認」
 「いじめ防止、発見・解決に向けての組織的対応」
 8月 22日 「重大事態の理解と対応」「事例学習」
 1月 27日 いじめの未然防止の取組「事例学習」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 2学期 ・いじめに関する動画視聴。いじめをなくすためにはどうすれば良いか、話し合う。（いじめに関する授業③）
 ・にこにこ週間（特別活動部と連携）
 各クラスでいじめ防止に向けた標語の作成・発表・掲示。
 いじめ防止に向けた個人めあてカードの作成・振り返り。
 通年 ・いじめに関する授業（道徳）・セーフティ教室（SNS）

SOSの出し方に関する授業

- 5月 5年生 SC 全員面談
 9月 いのちの日②
 SOSの出し方に関する授業を全学年で行う。
 （社会的スキル・道徳・保健等）
 （いじめに関する授業②）

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇ハッピーフレンドフェスティバル
 （縦割り班活動 木曜日 年9回実施）
 〇5・6年生 QU（6月）
 〇人権尊重教育推進校の取組
 「自分も人も大切に作る児童の育成」

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 7月 いのちの日①
 ・学校長による「いのち」に関する講話。教育長のメッセージ。
 ・特別の教科道徳で生命尊重の授業（いじめに関する授業①）を全学年で行う。
 八王子っ子サミットへの参加
 ・八王子市内の小中学生が集まり、いじめに関する各校の取り組みを話し合う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。